

にほんごがくしゅうかい あんない
日本語学習会のご案内

にちじ がつ にち すい
日時： 3月 4日 (水)
がつ にち すい
3月 18日 (水)
19:30~21:00

Would you like to learn Japanese with us?
Please feel free to come!

ばしよ くらよししじんけんぶんか
場所：倉吉市人権文化センター

ないよう にちじょうせいかつ ひつよう にほんご まな
内容：日常生活に必要な日本語を学ぶ

ボランティアを募集しています!



倉吉市人権文化センターでは、外国にルーツがある人が安心して日常生活を送ることができるように日本語学習会を開催しています。

日本語学習会では受講者の皆さんと一緒に日本語を学び、指導していただくボランティアの方を募集します。詳しくは倉吉市人権文化センターまでお問い合わせください。

申込・問合せ… 倉吉市人権文化センター (☎0858-22-4768)

◎生活の中でお困りのことはありませんか?

相談



一人で抱え込まずに相談してみませんか?
お困りのことがあればお気軽にお越しください。
電話対応もいたします。
※ご相談いただいた内容は秘密厳守いたします。
安心してご相談ください。

◎差別落書きや人権侵害に気づいたら! すぐにお知らせください!

差別発言などの人権侵害や差別落書きは許されない行為です。発見された場合は倉吉市人権政策課または最寄りの人権文化センターまでご連絡ください。

連絡先：倉吉市人権政策課 ☎ (0858) 22-8130
倉吉市人権文化センター ☎ (0858) 22-4768

ま ず な

倉吉市人権文化センターだより

2026年3月1日 発行 No.183号
発行所：倉吉市人権文化センター
住所：倉吉市鍛冶町1丁目2971-2
電話/FAX：0858-22-4768
メールアドレス：jinkenbunka@ncn-k.net

第25回倉吉市中学生人権フォーラムを開催しました!

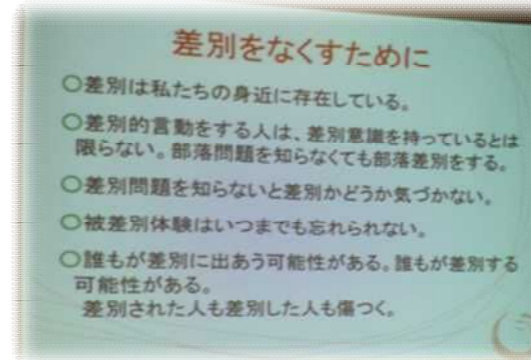
倉吉市立人権文化センターでは、部落差別をはじめとするあらゆる差別の解消をめざし、身近な人権課題を学びあうなかで差別をなくする連帯意識を高め、学校間を超えた差別をゆるさない仲間づくりを行うことを目的として、2月14日に中学生人権フォーラムを開催しました。今年度は、倉吉市内の中学2年生42人の参加がありました。



全体会の講演では、さわやか人権文化センター所長の上口さんに「私たちのまわりで起こっていること～差別は誰の問題? “差別される側”それとも“差別する側”～」という演題で講演をしていただきました。

近年起こった事象を中心に部落差別の現状についてお話しがあり、差別は身近に存在すること、そして正しい知識がなければ誰もが無意識に加担してしまう可能性があることを改めて学びました。差別の現状にどう向き合うべきか、分科会での議論を深めるきっかけをわかりやすく提示していただきました。

「部落差別」をテーマとする分科会では、参加生徒は5つの班に分かれ、生徒自らが司会者を務め、生徒主体で意見交換が行われました。生徒からは「これまで部落差別という言葉は知っていたが、身近にある問題だとは認識していなかった」「『何気ない一言』が誰かを傷つけている可能性があることを知り、今後の発言に気をつけたい」「差別されている人の立場に立ち、味方になれるような勇気を持ちたい」という感想や意見が出ました。参加した生徒には、人権問題を自らのこととして考え、今後どう向き合っていくか考える貴重な機会になりました。



生徒が主体となって運営することで、学校間を超えた学び合いが実現しました。来年度も、中学生人権フォーラムを通じて、次世代を支える中学生が人権について深く探求できる人権学習の創出を図ります。

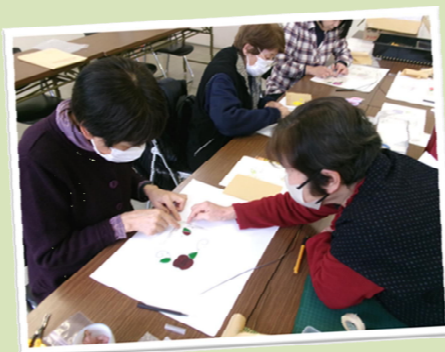
令和7年度 倉吉市人権文化センターでは こんなことに取り組みました！



地域ふれあいサロン 2026年1月28日(水)

地域住民をはじめとする市民の方々を対象に、年に1回、地域ふれあいサロンを開催しています。

今年度はグラスアートによるフォトフレームづくりを行いました。参加者は少人数でしたが、話をしながら協力して作品作りを行うことができました。



今回、サロンに初めて参加して下さった地域の方からは「こんなに素敵な作品が作れて嬉しい。また、人とたくさんお話することができてとても楽しかった。今後もセンターの行事に参加したい」という感想をいただきました。



手話教室 6~10月



手話教室では簡単な手話やジェスチャーを学習しました。参加者は、うなずきといったジェスチャーや簡単な手話を活用し、講師や他の参加者と協力しながら積極的にコミュニケーションをとることができました。回を重ねるごとに、手話の動作だけでなく、表情の変化なども効果的に取り入れた表現を身につけることができました。

子ども育成事業 8月・11月

8月は健康に過ごすことの大切さを考え、生きていく中で最も大切な食生活や健康について、食育をとおして学習することを目的として「夏休みスペシャル学習会 元気なからだのひみつを知ろう！」を開催しました。

11月は学習をとおして日頃から自分たちでできる備えを学ぶための子ども育成事業の一環として「みんなで体験！防災イベント」を開催しました。

さまざまな体験をとおした学習を行い、世代間交流や学校を越えた交流を深めることができました。



来年度も人権について考える事ができる
さまざまな事業を行う予定です！
ぜひお気軽にご参加ください！

教科書無償運動を知っていますか？



現在の日本で義務教育で使用する教科書は「配布されるもの」です。「購入するもの」という感覚は失われつつあります。しかし、昭和30年代半ばまで、教科書は各家庭で購入するため、家庭にとっては大きな負担でした。

小中学校の教科書無償が始まったのは、昭和38(1963)年に国会で「義務教育諸学校の教科用図書は無償措置に関する法律」が成立し、文部省(現在の文部科学省)による無償措置が順次行われたことによります。

教科書無償に込められた思い



●教科書無償運動はどうして始まったのか？

昭和22(1947)年に施行された日本国憲法第26条には「義務教育は、これを無償とする」と記されました。しかし、当時、無償化されたのは「授業料」のみで、教科書代や学用品は保護者が負担せざるを得ない状況でした。

1960(昭和35)年ごろは、教材用の備品や光熱水費、さらには運動場やプールの整備費まで保護者が負担しており、その額は年間で小学生約4,000円、中学生約3,000円にもものぼりました。さらに教科書代として、小学校で約700円、中学校で約1,200円が別途必要でした。

大きな転機となったのは高知県の貧しい漁村の母親たちが上げた声でした。母親たちはある学習会で、憲法が定める義務教育の無償化について知ったのです。元々、被差別部落には貧困により、教科書を購入できない家庭が多くありました。保護者たちは、「義務教育はこれを無償化する」という規定を守るよう市や国に求めたことをきっかけとして、昭和36(1961)年に「長浜地区小中学校教科書をタダにする会」を結成しました。

教科書無償運動には、十分な教育を子ども達に受けさせたいという願いが込められていました。やがて運動や署名活動は各地に広がり、国会でも大きな問題として取り上げられました。

●しうんまるじこ紫雲丸事故と教科書無償運動

昭和30(1955)年、瀬戸内海で修学旅行生を含む168名の犠牲者を出した「紫雲丸事故」が発生しました。この事故では、上記で述べた漁村の子どもたちも大勢亡くなっています。

当時、子どもたちを修学旅行に行かせるため、親は借金や、周囲からカバンや衣類を借りて必死に工面したといえます。中には、その大切な借り物を取りに船内へ戻り、命を落とした子どももいました。

この事故で助かった子どもたちは近くの旅館に保護され、亡くなった子ども達の遺体も同じ旅館に運ばれました。事故の知らせを受けた母親達は我が子の名前を呼びながら旅館を探し回りました。先生は旅館にいる子ども達の名前を張り紙で掲示しましたが、母親達は見向きもしませんでした。なぜなら、根強い差別や経済的困窮から教育の機会が奪われ、文字を読むことができなかったからです。

だからこそ、「子どもたちには同じ思いをさせたくない」「すべての子どもに十分な教育を受けさせたい」という切実な願いが、後の教科書無償運動へと繋がっていったのです。

差別をなくし、すべての子どもたちに十分な教育を受けさせたいという願いで立ち上がった運動は全ての国民の教育保障と差別解消の人権活動に繋がりました。
子ども達が手にしている教科書には、子ども達の未来を信じた親たちの強い思いが刻まれています。



米一升	128円
菓子パン1個	10円
牛乳一本	12円
日雇い労働の最低賃金	300円